



ひ の し しょうがいしゃさ べつ かいしょうすいしんじょうれい

日野市障害者差別解消推進条例の

かいせい

そあん

ないよう

がいよう

改正（素案）の内容の概要について

ひ の し しょうがいしゃさ べつ かいしょうすいしんじょうれい

かいせい

日野市障害者差別解消推進条例の改正について

ひ の し しょうがい しょうがい にか か だれ たが じんかく こせい そんちょう あ きょうせいしゃかい
日野市では、障害のあるなしに関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会

「ともに生きるまち 日野」の実現を目指し、令和2年4月に日野市障害者差別解消推進条例

を施行しました。条例を施行してから3年が経過したことをきっかけに、本条例について

日野市障害者差別解消支援地域協議会で議論を重ね、また多くの方にアンケート調査にご

協力いただき、見直しを行いました。

この度、「日野市障害者差別解消推進条例の改正の素案」がまとまりましたので、これを

広く公開し、多くの皆様からご意見をいただきたくパブリックコメントを実施します。

じょうれいかいせい

< 条例改正のポイント >

こんかい かいせい い か ふ けんとう
今回の改正は以下2つのポイントを踏まえて検討しました。

① 改正するものと今後より議論を深めるべきもの

こんかい かいせい もくてき ほんじょうれい しゃかいぜんたい じょうきょう ひ の し げんじょう かいせい
今回の改正の目的は、本条例を社会全体の状況や日野市の現状にあったものとするために改正するものです。

「ともに生きるまち 日野」の実現に向けた今後より深い議論を重ねる必要のあるものについては今回は反映せ

ず、慎重な議論を重ねてから必要に応じて改正します。

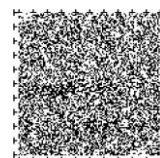
こんかい かいせいないよう 今回の改正内容	こんご けんとうじこう 今後の検討事項
えす・でい・じーず SDGsについて記載	しょうがい じんけん 障害の人権モデル
こくれんかんこく 国連勧告について	しょうがい ひょうき しょう 「障害」の表記（「障がい」）
むかんしん さべつ 無関心からくる差別	ごうりてきはいりょ ごうりてきちようせい 「合理的配慮」か「合理的調整」か
し しょくいん けんしゅう 市職員への研修	

② 条例に記載する性質のものか

じょうれい し きほんてき ほうしん ほうこうせい しめ ていきてき かいせい ぜんてい
条例は市の基本的な方針や方向性を示すものです。定期的な改正を前提とするような

具体的な施策や事業、また詳細の現状などについては条例には記載せず、今後市の実施する

施策や事業の中で対応していきます。



これまでの内容を踏まえて以下のとおり改正します

ぜんぶん 前文

ぜんぶん 前文については以下のものを追記しました。

●かんしん のなさから しょう じる さいべつ について（追記）

< しょうぶんあん 条文案 >

しかし、しょうがいしゃ がくべつ、はいじょ、せいげん をされてきた過去があり、しょうがい、しょうがいしゃ に対する理解不足やかんしん のなさから しょう じる 誤解や偏見、さいべつ が今なお存在しています。

●じりつ、しゃかいさんか、さまた 自立や社会参加が しょう げられることがあることについて（追記）

< しょうぶんあん 条文案 >

おおくのしょうがいしゃ やそのかぞく、せいかつかんきょう、きょういく、しゅうろう、こんいん、しゅっさん、にちじょうせいかつ、さまざま、ばめん、こんなん に直面し、また、じりつ、しゃかいさんか、さまた 自立や社会参加が しょう げられることもあり、そのくつうからむね、し、つ、おも、かん 感じています。

●しょうがいしゃけんりいいんかい、そうかつしよけん 障害者権利委員会からの総括所見について（追記）

< しょうぶんあん 条文案 >

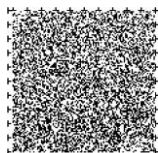
このしょうやくのりこうじょうきょう 履行状況について、れいわ、ねん、につぼんせいふ、はじ、しょうがいしゃけんりいいんかい、しんさ、う この条約の履行状況について、令和4年に日本政府が初めて障害者権利委員会から審査を受け、その結果としてそうかつしよけん、だ、そうかつしよけん、にほん、しょうがいしゃせいさく、たい、か、だい、かいぜんてん、してき 結果として総括所見が出されました。この総括所見では、日本の障害者政策に対する課題や改善点が指摘されています。たとえば、しょうがいしゃ、じりつしえん、じ、こ、けつていけん、そんちよう、ぶんり、きょういく、ちゅうし、た、しょうがいしゃ、じりつしえん、じ、こ、けつていけん、そんちよう、ぶんり、きょういく、ちゅうし 例え、障害者の自立支援や自己決定権の尊重、分離された教育の中止とインクルーシブ教育の推進、にゅうしよしせつ、せいしんびよういん、ちいきいこう、すいしん、あ、きょういく、すいしん、にゅうしよしせつ、せいしんびよういん、ちいきいこう、すいしん、あ 教育の推進、入所施設や精神病院からの地域移行の推進などが挙げられています。

●えす・でい・じーず、ついき S D G s について（追記）

< しょうぶんあん 条文案 >

また、せかいきょうつう、もくひょう、じぞくかのう、かいほつもくひょうえす・でい・じーず、こくさいれんごう、さいたく この条約の履行状況について、令和4年に日本政府が初めて障害者権利委員会から審査を受け、その結果としてそうかつしよけん、だ、そうかつしよけん、にほん、しょうがいしゃせいさく、たい、か、だい、かいぜんてん、してき 結果として総括所見が出されました。この総括所見では、日本の障害者政策に対する課題や改善点が指摘されています。たとえば、しょうがいしゃ、じりつしえん、じ、こ、けつていけん、そんちよう、ぶんり、きょういく、ちゅうし、た、しょうがいしゃ、じりつしえん、じ、こ、けつていけん、そんちよう、ぶんり、きょういく、ちゅうし 例え、障害者の自立支援や自己決定権の尊重、分離された教育の中止とインクルーシブ教育の推進、にゅうしよしせつ、せいしんびよういん、ちいきいこう、すいしん、あ、きょういく、すいしん、にゅうしよしせつ、せいしんびよういん、ちいきいこう、すいしん、あ 教育の推進、入所施設や精神病院からの地域移行の推進などが挙げられています。

えす・でい・じーず、すべ、くに、ひとびと、きょうりよく、たようせい、ほうせつせい、じぞくかのう、せかい、め、ざ、なか、ひとびと、そんげん、きほんてき、にんしき、した、だれひとり、この、ちか、えす・でい・じーず、みらい、し、にんてい、ひ、の、し、いっそう、だれひとり、この、しゃかい、じつげん、む、しょうがい、あるなしにかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し共生するインクルーシブ社会を目指し、このしょうれい、せいいてい 条例を制定します。



このような背景を踏まえて、ひのし、ひ、の、し、じつげん、む、しょうがい、あるなしにかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し共生するインクルーシブ社会を目指し、このしょうれい、せいいてい 条例を制定します。

第2条 定義

定義については1点修正と1点追記しました。

●市民の定義について（変更）

内容の変更はありませんがわかりやすいよう表現を変更しました。

<現行の条文>

（7）市民 市内に居住し、又は市内で働き、若しくは学ぶ者及び市を訪れる者をいう。

<条文案>

（7）市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及び市を訪れる者をいう。

●インクルーシブ社会について（追記）

インクルーシブ社会の定義を追記しました。

<条文案>

（9）インクルーシブ社会 すべての人が自分らしく生きることができ、個々の違いや多様性を認め合いながら、平等に参加できる社会のこと。障害のあるなし、年齢、性別、人種、民族、国籍、宗教、経済状況等による差別や偏見がなく、誰もが尊重され、望む場所で安心して楽しみながら生活できる社会をいう。

第3条 基本理念

●（6）の変更について（変更）

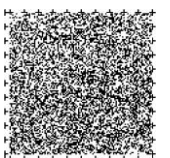
以下のとおり文章を変更しました。

<現行の条文>

（6）障害のある女性が、障害及び性別による複合的な原因により困難な状況に置かれている場合等、障害者が性別や年齢等の複合的な原因により困難な状況に置かれている場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。また、障害のある児童に対しては、障害のある成人と異なる支援を必要とすること。

<条文案>

（6）障害者が性別、年齢、障害の種類や特性等の複合的な原因により困難な状況に置かれている場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。特に障害のある女性は障害及び性別による複合的な原因により困難な状態に置かれている場合があること、また障害のある児童及び高齢者についてはそれぞれの特性や置かれた状況に応じた支援の必要があることに留意すること。



だい じょう し せきむ 第4条 市の責務

い か ついき
以下のものを追記しました。

●市職員への障害理解促進の取組について（追記）

＜条文案＞

3 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対する支援を適切に行うため、職員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行わなければならない。

だい じょう じ ぎょうしゃ せきむ 第6条 事業者の責務

い か ついき
以下のものを追記しました。

●従業者への障害理解促進の取組について（追記）

＜条文案＞

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者に対する支援を適切に行うため、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めなければならない。



といあわ さき 【問合せ先】

ひ の し けんこうふく し ぶ
日野市 健康福祉部

しょうがいふく し か さ べつかいしょうすいしんかかり
障害福祉課 差別解消推進係

